

報 告 第 7 号

専決処分した事件の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

平成29年5月17日提出

新居浜市長 石川 勝 行

工事請負契約の変更について

写

処 分 書

専 決 第 4 号

工事請負契約の変更について

治良丸南団地1号棟新築建築工事請負契約について、工事期間を次のとおり変更する。
地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分する。

平成29年3月31日

新居浜市長 石川 勝行

工 事 期 間 平成28年9月15日から平成29年6月20日まで